

所得税：3万円×減免対象人数
住民税：1万円×減免対象人数

定額減税しきれないと見込まれる皆さんへ

調整給付の案内をご確認ください

国の経済対策として、令和6年分所得税と令和6年度住民税所得割で、定額減税が行われています。これらの課税額よりも定額減税可能額が上回る(減税しきれない)と見込まれる人には、調整給付を行います。

対象となる人

「令和6年分所得税」または「令和6年度住民税所得割」が課税されている納税義務者のうち、課税額よりも定額減税可能額が上回ると見込まれる人

対象となる人には、8月中に給付金額を記載した案内を送付しますので、お手続きください。

給付のイメージ

所得税

所得税の定額減税可能額
3万円×減税対象人数

令和6年分
推定所得税額

所得税の
定額減税
しきれない額

調整給付額 =
(1万円単位で切り上げ)

所得税の
定額減税
しきれない額

+

住民税所得割

住民税の定額減税可能額
1万円×減税対象人数

令和6年度
住民税所得割額

住民税の
定額減税
しきれない額

住民税の
定額減税
しきれない額

減免対象人数：納税者本人+控除対象配偶者+扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)の数

調整給付額の算定方法

調整給付の額は「令和6年推定所得税額(令和5年所得税額)」と「令和6年度住民税所得割額」を基に算定します。

令和6年分の所得税額が確定した後に調整給付の額に不足が生じたときは、令和7年度に追加で給付を予定しています。

問 七尾市給付金コールセンター ☎53-2150
受付時間 9:00～17:00(土・日、祝日除く)